

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
20	育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し	指定都市市長会	1
12	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	特別区長会	9
13	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し	神戸市	19
		兵庫県	24
36	訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し	八王子市	28
34	医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止	京都府	45
6	医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し	豊田市	59
35	学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること	指定都市市長会	74
39	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化	神戸市	84
32	身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	豊田市	90
33	指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化	中核市市長会	99

令和5年 地方分権改革に関する提案募集

育児休業給付金の支給延長に係る
受給資格確認手続きの見直し



こどもっと
K O B E

令和5年6月
指定都市市長会
神戸市こども家庭局

1 . 育児休業給付金の支給期間延長制度

(1) 延長事由

雇用の継続のために特に必要と認められる場合で、
かつ子が1歳に達する日または1歳6か月に達する日の翌日の時点で
保育所等の入所の申込みを行っているが、保育所等の利用ができない場合

2 (2) 手続きに必要な書類

市町村が発行した「保育所入所保留通知書」など、当面保育所等で
保育が行われない事実を証明することができる書類が必要



子が1歳になってからも、しばらくは自ら育児を行いたい保護者は、給付金や
育児休業延長のために必要な「保育所入所保留通知書」を取得するために
保育所入所の意思がないにも関わらず、申込を行う必要がある。

2 . 保護者・勤務先の負担

保護者

入所意思がないにもかかわらず入所申込を行う必要がある。

- ・ 育児の傍ら、入所申請・相談のために区役所への来庁が必要
- ・ 入所申請に必要な書類の準備が必要

勤務先

育休延長希望と本人から聞いているにもかかわらず、就労証明書を作成する必要がある。

3 . 区役所窓口の負担と課題

- ・ 入所意思のない者への制度の説明・申請書の記載方法などの案内が必要
- ・ 確実に保留になるためには、どうすればいいかという相談への対応が必要
- ・ 意に反して入所内定となった場合の苦情対応が必要

4

真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や保留者へのフォローアップの時間など、保護者に寄り添った対応をする時間の確保ができない。

入所意思のない方が入所内定となった場合は辞退されることが多く、真に入所を希望する方が入所できないケースがある。

平成30年提案の結果、厚労省から示された対応を実践しているものの、状況は改善していない。（令和5年4月入所1次選考対象者7,020人のうち、育休延長希望者は430名。うち30名が意に反して入所内定となっている。）

4 . 解決策 案

期間延長制度の撤廃

支給期間を子が2歳に達するまでの間とする

効果

保護者・勤務先の負担軽減

延長手続が不要になる

入所申請のための来庁や
書類の準備が不要となる。

勤務先の就労証明書の作成
も不要になる。

区役所窓口の負担軽減

入所意思のない者への対応が
なくなり、必要な方に寄り
添った対応ができる。

書類審査・入所選考等の事務
が削減される。

5 . 解決策 案

保育所の申込を育休延長の要件としない

保育所等の利用の有無を要件とする

次のどちらかの方法で確認する。

- (1) 支給延長の申込を受けたハローワークから保育所等の利用状況を市町村に照会する。
- (2) 市町村が保護者に対して「保育所等を利用していない旨の証明」を発行し、それをもって支給期間を延長する。

効果

- ・ 入所申込が不要となるため、保護者・勤務先・市町村の手間は軽減。
- ・ ただし、保育所等の利用の有無の調査が必要。案 より効果は小さい。

(参考) 雇用保険法 第61条の7 第1項

(育児休業給付金)

第六十一条の七 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この章において同じ。）（**その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月に満たない子（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子）**）を養育するための休業（以下この章において「育児休業」という。）をした場合において、当該育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日前二年間（当該育児休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

(参考) 雇用保険法施行規則 第101条の25第1項第1号

(法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合)

第百一条の二十五 法第六十一条の七第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

一 育児休業の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(第百一条の二十九の二において「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合